

尼崎市のごみ処理の現状

1 ごみの処理方法

(1) 家庭系ごみの処理方法

・本市では、手数料を上乗せしていない市が指定したごみ袋による排出制度（単純指定袋制度）を導入しており、地区ごとに設定された指定日に各戸収集を行っています。

・平成 25 年度から「燃やすごみ」の収集回数を週 3 回から週 2 回に減らすとともに、「紙類・衣類」の収集回数を月 2 回から週 1 回に増やし、「燃やすごみ」に混入しやすい紙資源の再資源化の促進を図りました。

表 1 家庭系ごみの分別区分及び処理方法

分別区分	排出方法	収集運搬			処分
		収集方法	収集回数	収集運搬主体	
燃やすごみ	指定袋	各戸収集 (無料)	週 2 回	市 (直営・委託)	クリーンセンターで焼却
びん・缶・ペットボトル	指定袋		週 1 回	市 (直営・委託)	資源リサイクルセンターで選別し再資源化
紙類・衣類	紙類：紙袋など 衣類：指定袋		週 1 回	資源回収業者 (協力事業)	資源回収業者等で再資源化
金属製小型ごみ・ 危険なもの	指定袋には入れ ない (危険なものは 指定袋)		月 1 回	市 (直営・委託)	資源リサイクルセンターで破 砕・選別し再資源化 (再資源化できないものは焼却)
大型ごみ	指定なし	申込みによりそのつど 収集 (有料)	市 (直営)		
臨時ごみ	指定なし		市 (直営)		
犬・猫などの死体	指定なし		市 (委託)	クリーンセンターで焼却	
持ち込みごみ	—	自己搬入 (有料)	—	—	クリーンセンターで焼却又は資 源リサイクルセンターで破砕・ 選別し再資源化
資源集団回収 (紙類・布類・缶類・ビン 類)	—	—	—	—	資源回収業者等で再資源化

(2) 事業系ごみの処理方法

- ・排出方法については、家庭系ごみと違い定めていません。
- ・事業系ごみは、事業者自らの責任で適正に処理する必要があり、許可を有する一般廃棄物収集運搬業者または自己搬入によりクリーンセンターで受け入れています。
- ・資源化可能な紙類はクリーンセンターで受け入れず、事業者が資源回収業者等により資源化を行うこととしています。

表 2 事業系ごみの処理方法

区分	収集運搬	処分
一般廃棄物	一般廃棄物 収集運搬業者 又は 自己搬入	クリーンセンターで焼却
びん・缶・ペットボトル※		資源リサイクルセンターで選別し 再資源化（再資源化できないもの は焼却）
紙類 (資源化可能なもの)	資源回収業者等	資源回収業者等で再資源化
動物の死体 (実験動物の死体)	一般廃棄物 収集運搬業者	一般廃棄物処分業者で焼却

※ 従業員の飲食により発生したもの等のうち、家庭系のルールに従い分別されたもの

(3) ごみ処理・処分施設

ア 本市のごみ処理施設

- ・現在、クリーンセンター第1工場と第2工場の2つの施設で焼却処理を行っています。
- ・資源リサイクルセンターでは、びん・缶・ペットボトルの選別と、金属製小型ごみ、大型ごみ、臨時ごみ等の破碎・分別処理を行っています。
- ・焼却施設については、令和7年度に第1工場を廃止し、以降は第2工場の1施設での処理集約を予定しています。
- ・第2工場と資源リサイクルセンターは、令和12年度にそれぞれ稼働後25年、35年を迎えるため、令和13年度に向け老朽化に伴う施設の更新を検討しています。

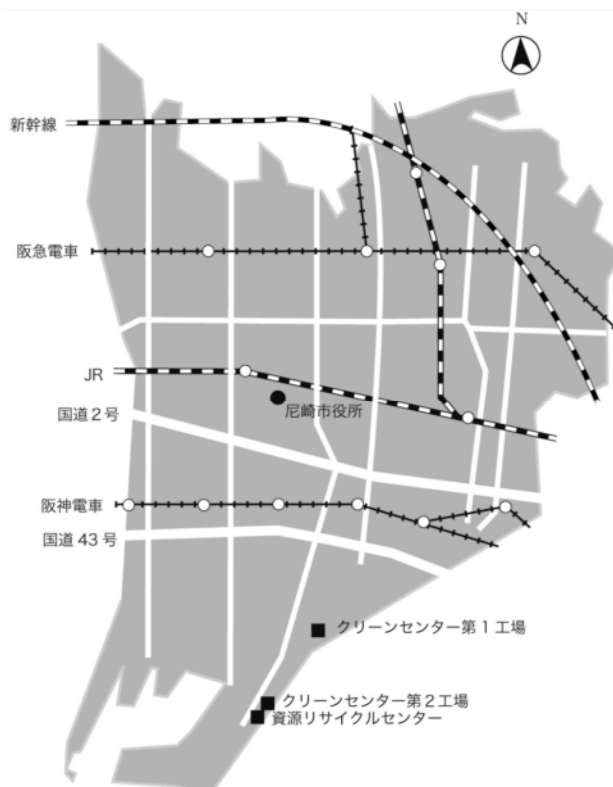


図 1 ごみ処理施設の位置

表 3 各施設の処理能力

施設の種類	施設名	能力	竣工年	稼働予定
焼却	クリーンセンター第1工場 第2機械炉2号炉	150t/日×1基	平成12年	令和7年度まで
	クリーンセンター第2工場	240t/日×2基	平成17年	
破砕	資源リサイクルセンター	70t/5h	平成7年	令和12年度まで
選別		70t/5h		

イ 最終処分場

- ・焼却処理後の焼却灰等については、ほとんどを大阪湾広域臨海環境整備センターが管理・運営する最終処分場に搬入し、埋立処分しています。
- ・処分場は令和14年度まで供用が予定されています。

(4) ごみ処理フロー

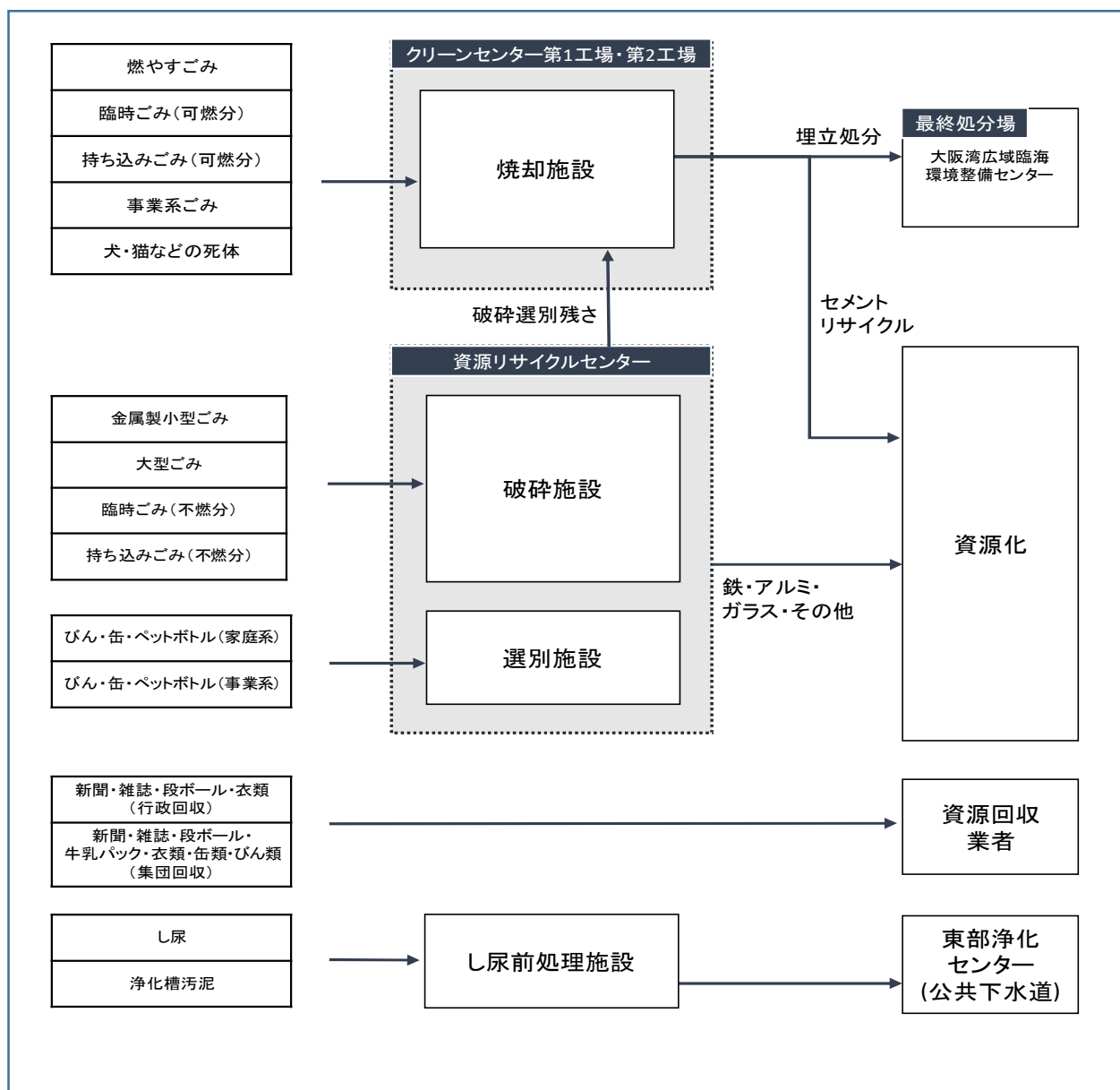


図 2 ごみ処理フロー

2 ごみの現状

(1) ごみ排出量の推移

- ・平成 30 年度のごみ総排出量は、現行計画の基準年である平成 21 年度と比較して約 11.2% (約 19,767 t) の減量となっていますが、近年横ばい傾向となっています。
- ・「燃やすごみ」の減量に伴い、家庭系ごみ全体の排出量は減少しましたが、近年いずれの品目についても増加しています。
- ・事業系ごみについては、近年横ばい傾向となっています。

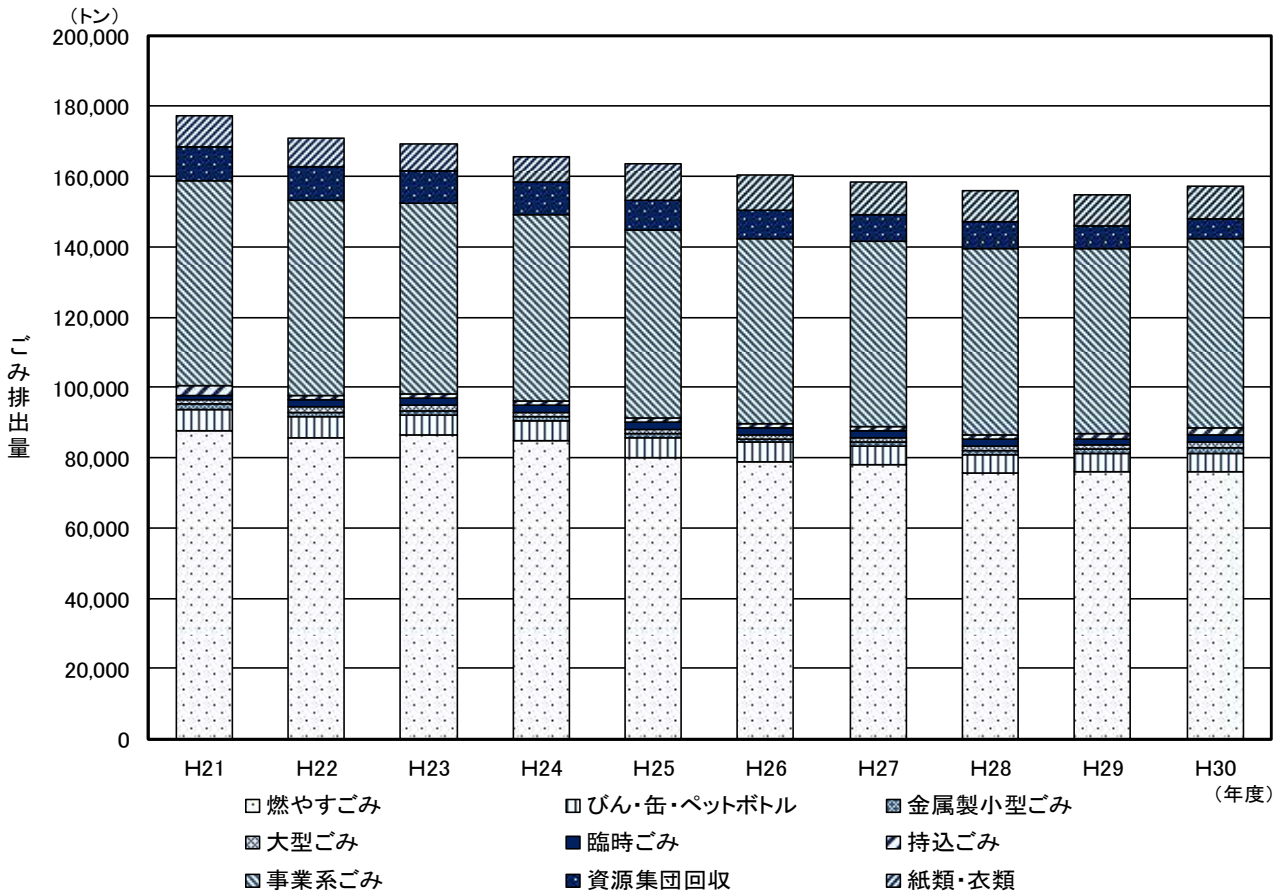


図 3 ごみ排出量の推移

表 4 ごみ排出量の内訳

(単位: トン)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H21 比
家庭系ごみ	燃やすごみ	87,797	85,758	86,395	84,834	80,084	78,844	77,979	75,554	75,909	76,102	-11,695
	びん・缶・ペットボトル	6,052	5,937	5,740	5,592	5,592	5,457	5,470	5,286	5,240	5,262	-790
	金属製小型ごみ	1,541	1,380	1,326	1,260	1,200	1,114	1,212	1,219	1,262	1,628	+87
	大型ごみ	1,305	1,361	1,323	1,264	1,305	1,168	1,171	1,198	1,213	1,627	+322
	臨時ごみ	2,113	2,101	2,064	2,035	1,996	1,816	1,845	1,937	1,763	2,067	-46
	持込ごみ	1,220	1,120	1,129	1,240	1,313	1,204	1,284	1,274	1,360	1,788	+568
	合計	100,028	97,657	97,977	96,225	91,490	89,603	88,961	86,468	86,747	88,474	-11,554
事業系ごみ	58,525	55,446	54,401	53,137	53,163	52,581	52,432	53,268	52,835	53,750	-4,775	
資源物	資源集団回収	9,654	9,644	9,335	8,963	8,727	8,289	7,754	7,293	6,431	5,942	-3,712
	紙類・衣類	8,588	8,102	7,697	7,458	10,244	9,946	9,300	8,928	8,941	8,862	+274
合計		176,796	170,848	169,410	165,783	163,624	160,419	158,447	155,957	154,954	157,029	-19,767

(2) 「燃やすごみ」排出量の推移

・「燃やすごみ」の排出量は、平成 23 年度以降減少しており、平成 30 年度は平成 21 年度と比較すると約 13.3%（約 11,695 t）減少しています。

・1人1日あたりの「燃やすごみの量」は、収集回収の変更を行った平成 25 年度は、前年度と比較して約 5.4%減少しました。平成 30 年度は、平成 21 年度と比較すると約 11.2%減少していますが、平成 28 年度以降は増加に転じています。

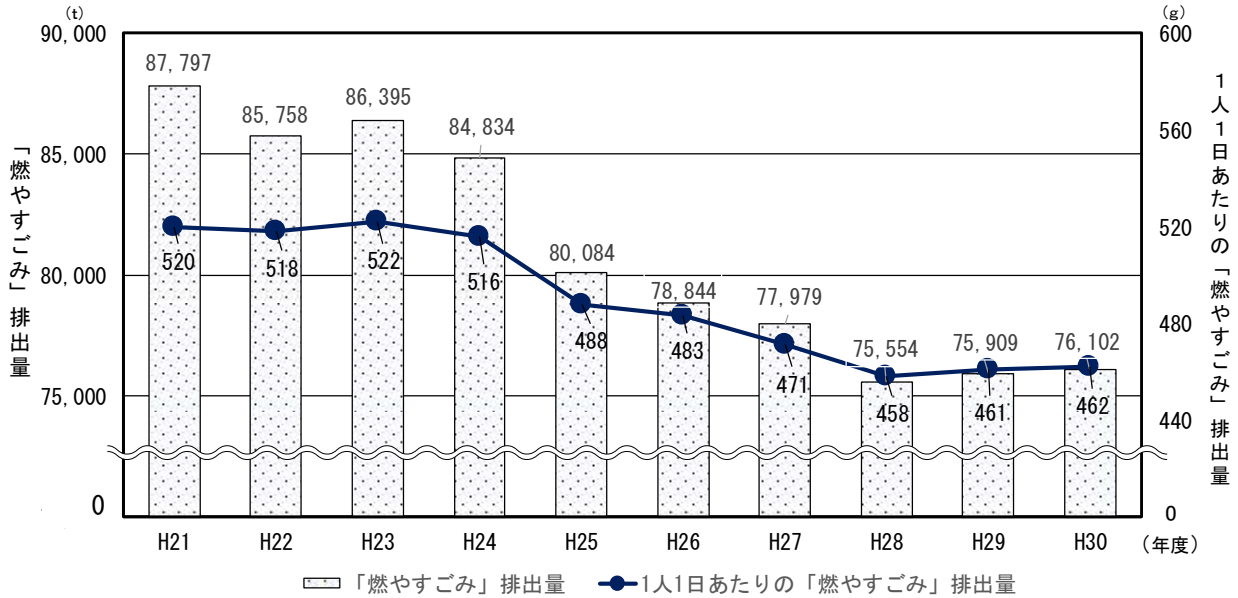


図 4 「燃やすごみ」排出量と1人1日あたりの「燃やすごみ」排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量の推移

・「事業系ごみ」の排出量は、直接搬入する事業者への指導を強化等した平成 21 年度から平成 24 年度まで減少し、平成 24 年度は平成 21 年度と比較して約 9.2%（約 5,388t）減少しています。

・平成 24 年度以降は横ばい傾向となっており、平成 30 年度の排出量は、平成 21 年度と比較すると約 8.2%（約 4,775 t）減少しています。

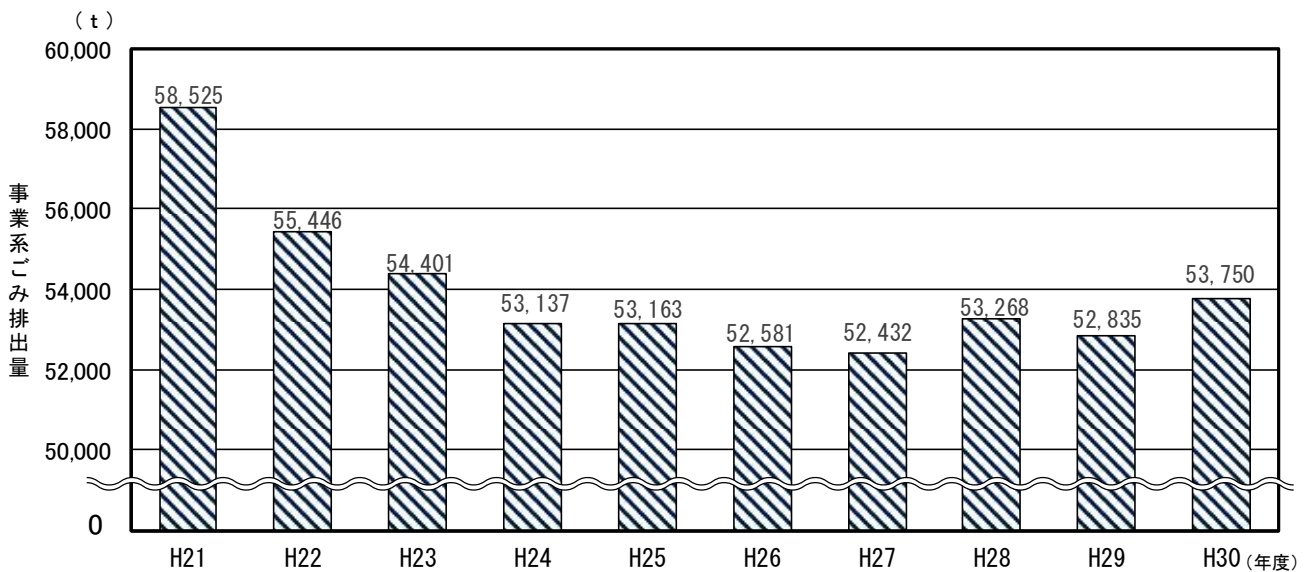


図 5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源化量の推移

- ・資源集団回収量については、平成 21 年度から減少しています。
- ・「紙類・衣類」の回収量は、収集回数の変更を行った平成 25 年度においては増加しましたが、以降は減少しています。
- ・資源リサイクルセンター等における破碎・選別処理後に生じる資源化物（以下、「クリーンセンター資源化量」）については、平成 24 年度以降増加しています。
- ・資源化量全体としては、平成 25 年度以降減少しています。

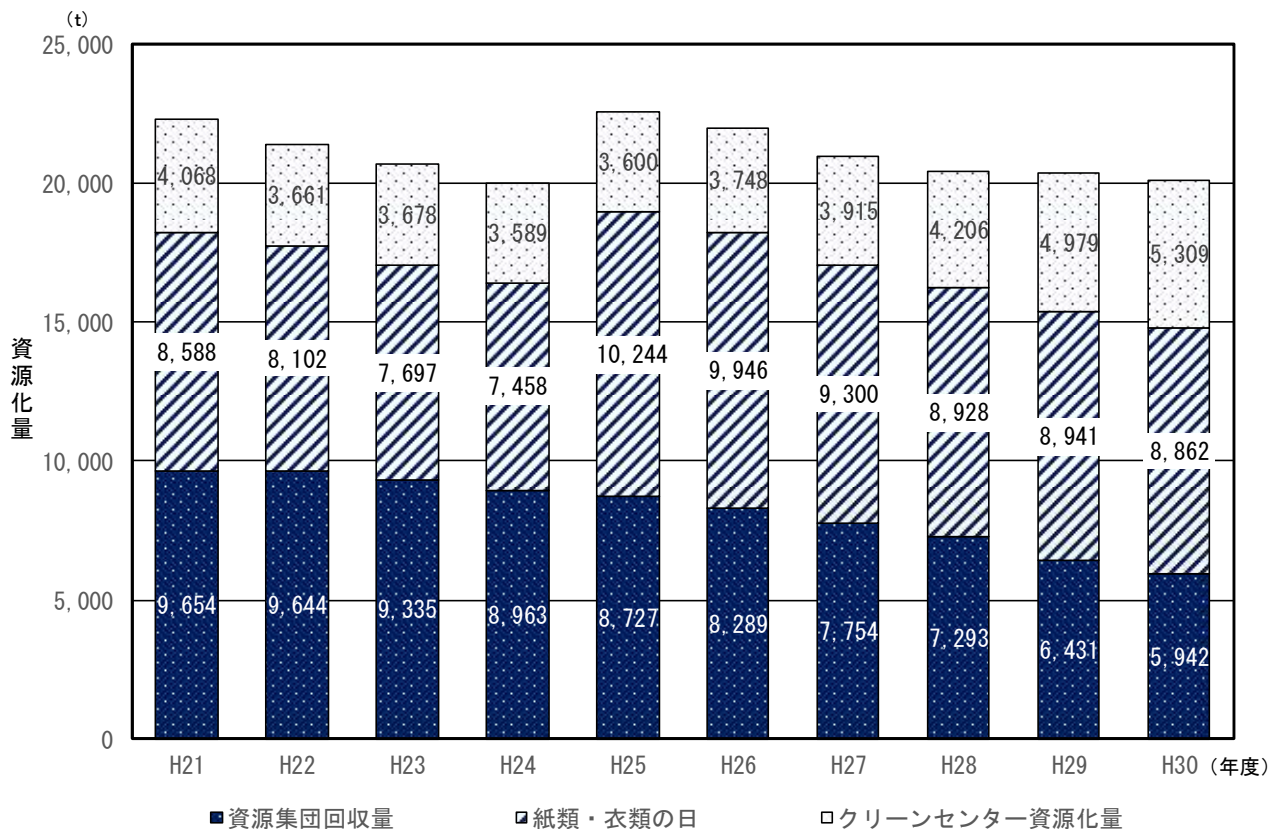


図 6 資源化量の推移

ア 資源集団回収

・本市では、新聞、雑誌（紙製容器などのその他紙類（以下「雑がみ」）を含む）、段ボール、アルミ缶など再生可能な資源物を集める非営利団体に対し、回収対象品目の回収 1kg につき 3 円の奨励金を交付しています。

・交付団体数は 550～570 団体で推移しており、過去 10 年間であまり変化はありませんが、資源集団回収量の 5 割以上を占める新聞の平成 30 年度の回収量は、平成 21 年度と比較して約 44.7% と大きく減少しており、これに伴い、資源集団回収全体の回収量も約 38.5%（約 3,712 t）減少しています。

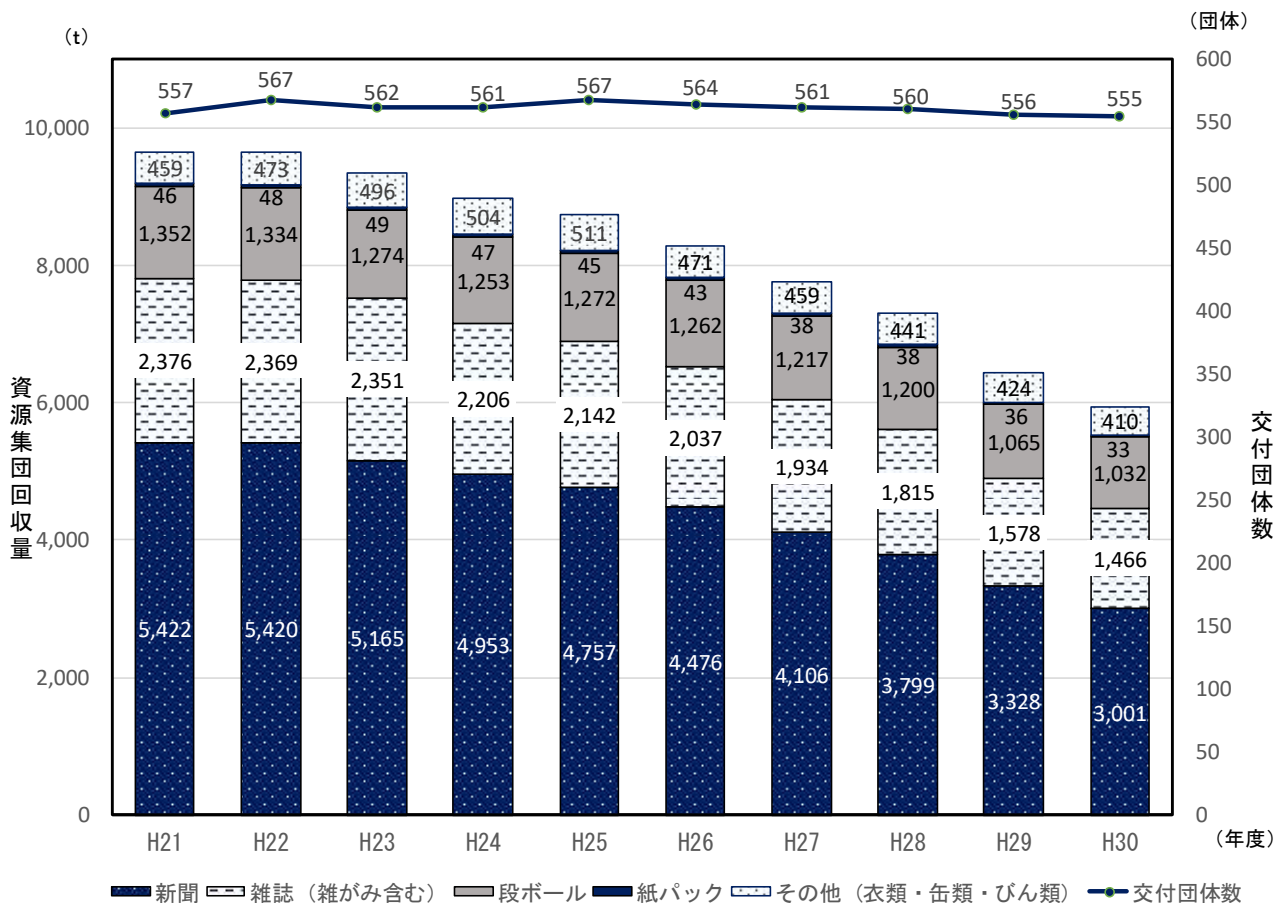


図 7 資源集団回収量の推移

イ 「紙類・衣類」(行政回収)

- ・収集回数の変更を行った平成 25 年度においては、すべての品目について回収量は増加しています。
- ・品目別にみると、「紙類・衣類」回収量の 4 割以上を占める新聞の減少が顕著である一方、雑誌(雑がみを含む)及び衣類は横ばい傾向にあり、段ボールについては平成 27 年度以降増加に転じています。

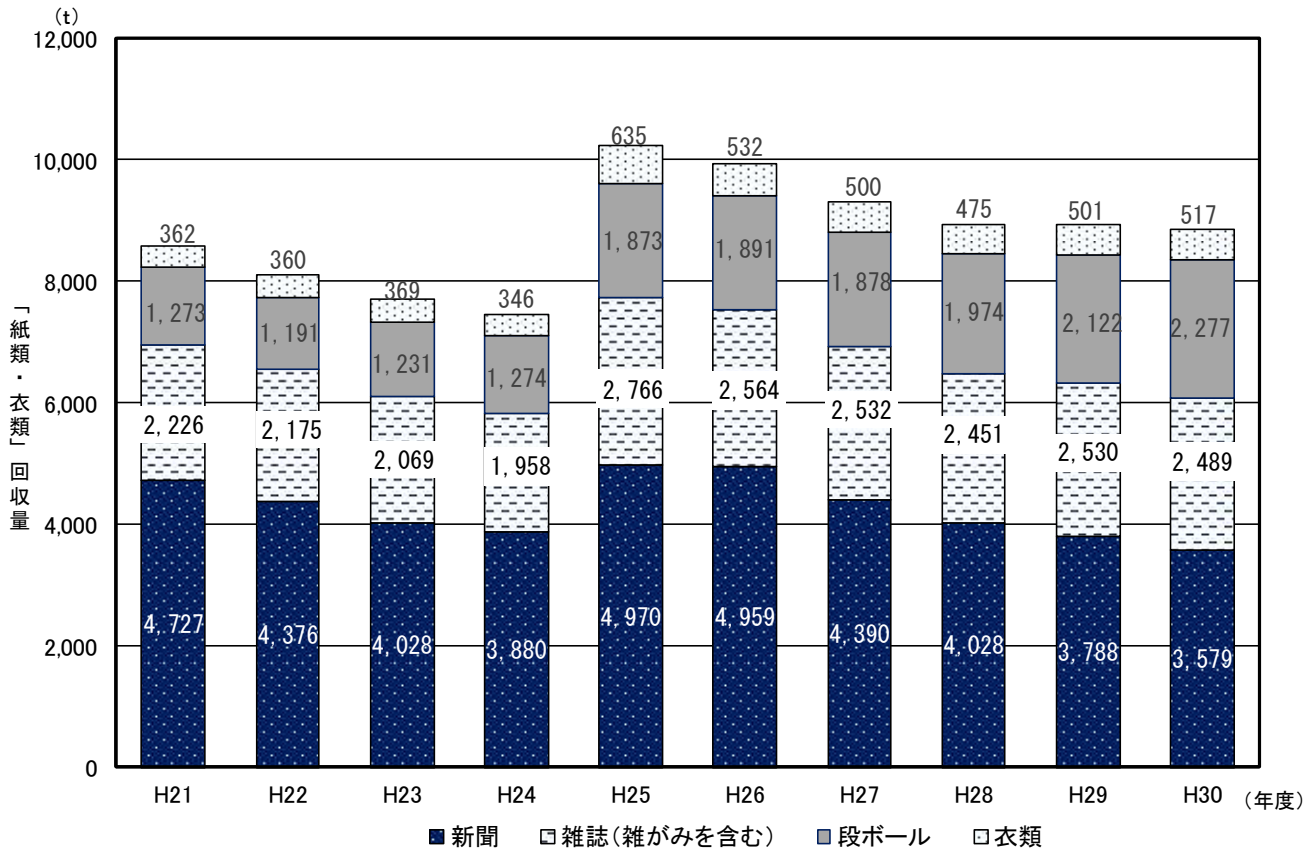


図 8 「紙類・衣類」回収量の推移

ウ クリーンセンター資源化量

・クリーンセンター資源化量は平成 24 年度以降増加しており、平成 30 年度は平成 21 年度と比較すると約 30.5% (約 1,241 t) 増加しています。

・品目別にみると、ガラス類、ペットボトルが増加しています。

・ガラス類については、新たに平成 29 年度に資源リサイクルセンターにおける選別処理後に発生したガラス残渣の資源化を開始したことにより資源化量が増加し、資源化を開始する前の平成 28 年度と比較すると約 54.0% (約 888 t) 増加しています。

・ペットボトルの資源化量については、平成 23 年度以降増加しており、平成 30 年度は平成 23 年度と比較すると、約 30.0% (約 301 t) 増加しています。なお、品質ランクが低いことから、令和元年度は無償での引き渡しとなりました。

・平成 27 年度には、新たに使用済小型電子機器の資源化を開始しました。

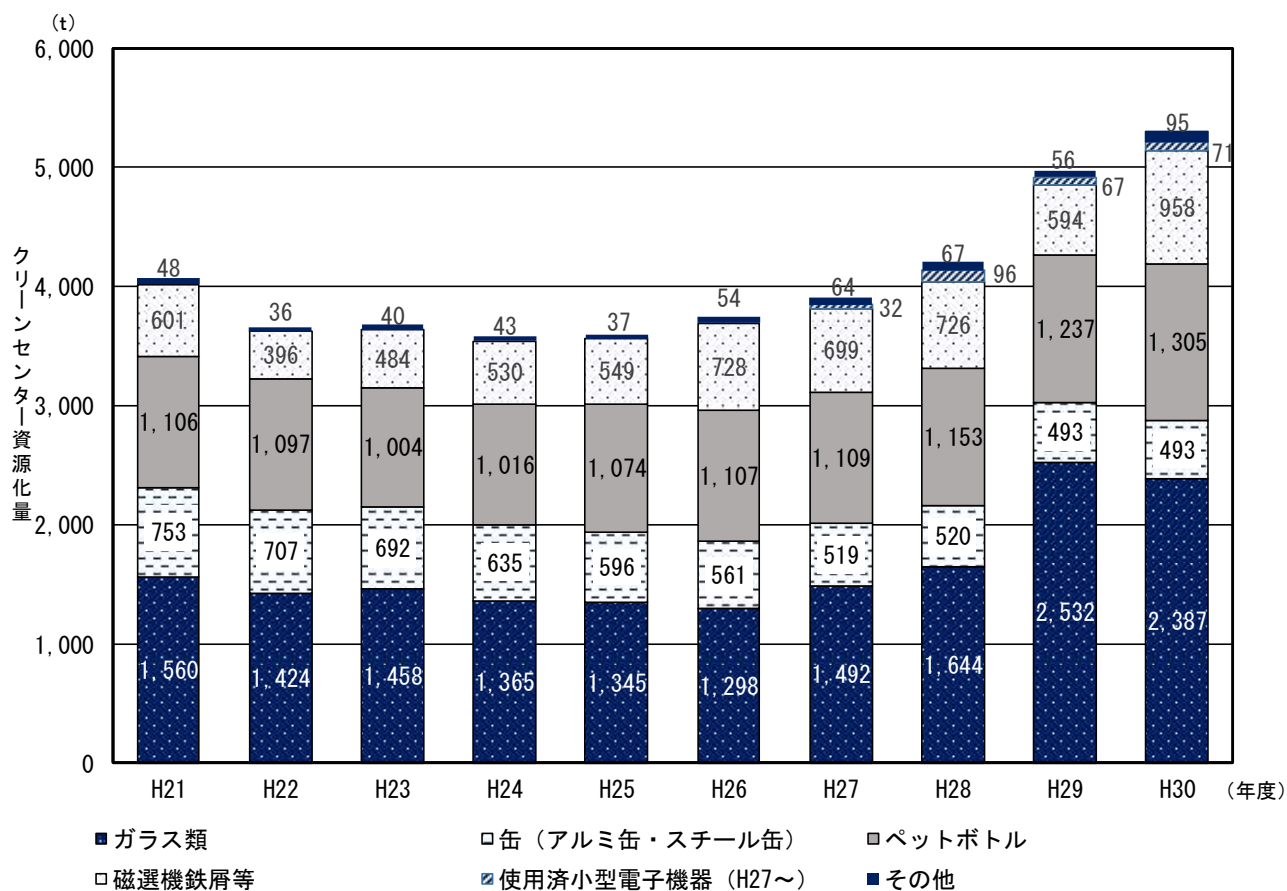


図 9 クリーンセンター資源化量の推移

(5) 焼却対象ごみ量の推移

- ・焼却対象ごみ量とは、クリーンセンター及び資源リサイクルセンターに搬入されたごみのうち、クリーンセンター資源化量を除いたものを指します。
- ・平成 30 年度の焼却対象ごみ量は平成 21 年度と比較すると約 11.3% (約 17,488 t) 減少しています。

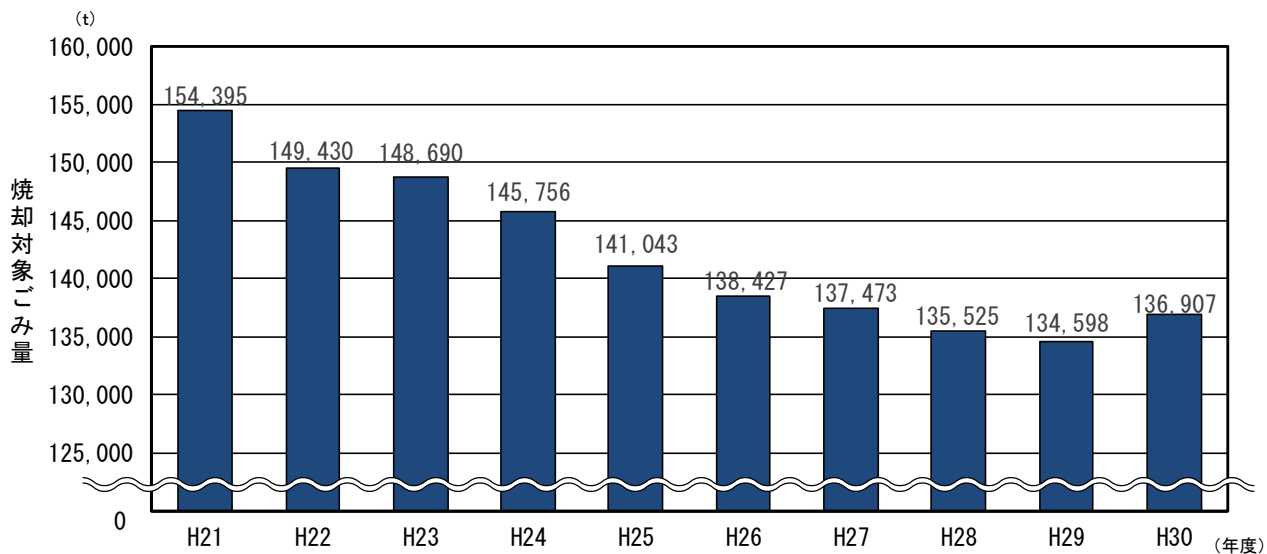
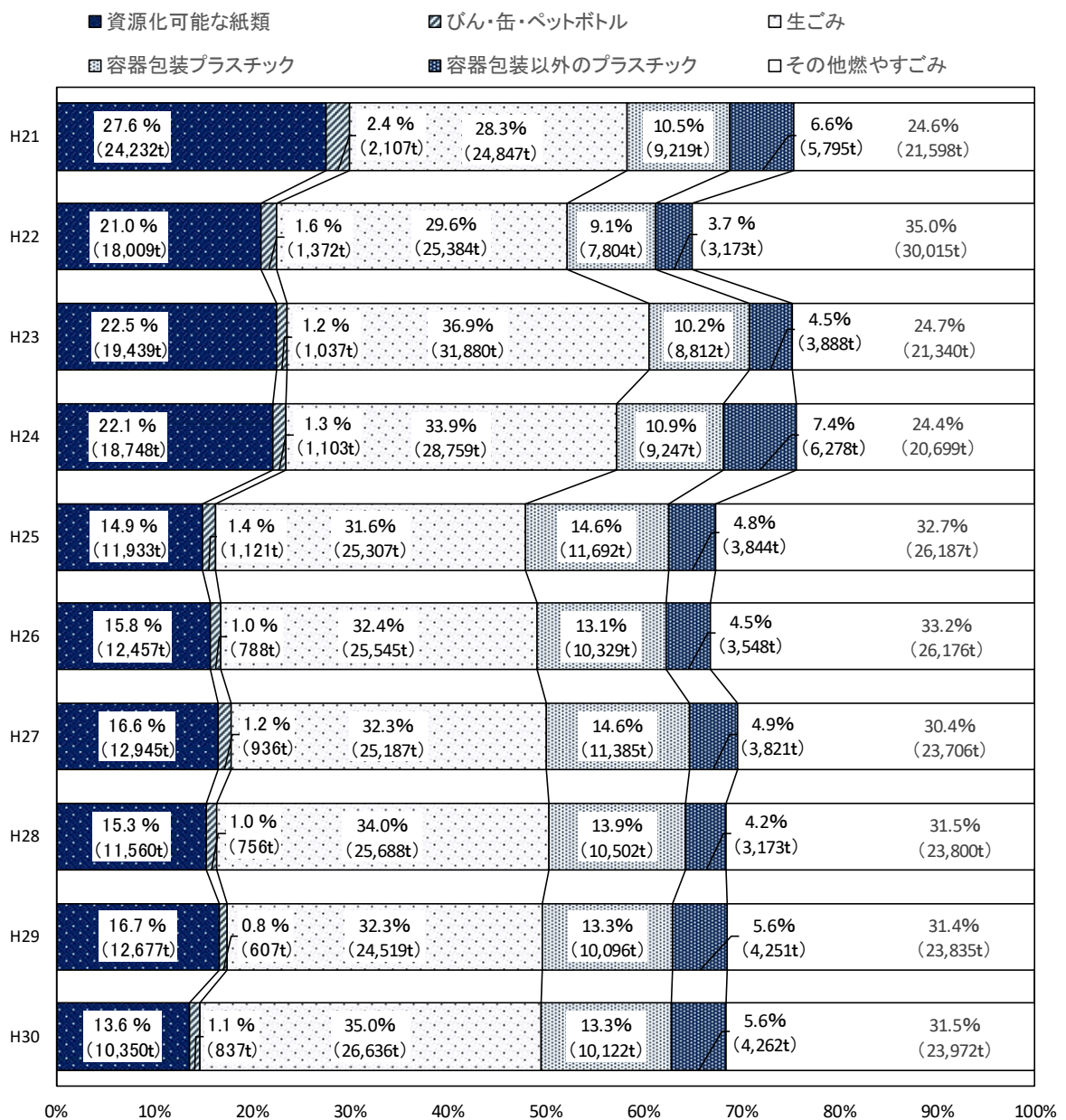


図 10 焼却対象ごみ量の推移

(6) ごみの組成

ア 「燃やすごみ」の組成

- ・平成 30 年度の組成をみると、「燃やすごみ」の中には資源化可能な紙類や、びん、缶、ペットボトルなどの資源化対象物が約 14.7%を占めています。
- ・資源化可能な紙類の混入量は、収集回数の変更を行った平成 25 年度は平成 24 年度と比較して約 36.4%減少しました。以降、横ばい傾向となっており、平成 30 年度は「燃やすごみ」の約 13.6% (約 10,350 t) を占めています。
- ・生ごみは、平成 30 年度は「燃やすごみ」の約 35.0%を占めています。1 人 1 日あたりの生ごみの排出量は、平成 25 年度は前年度と比較して約 12.0%減少しましたが、その後は横ばい傾向となっています。
- ・本市における分別区分は「燃やすごみ」となりますが、容器包装プラスチックについては平成 30 年度は約 13.3% (約 10,122 t) を占めています。



※端数調整により「燃やすごみ」排出量と各品目の合計量は合致しない。

図 11 燃やすごみの組成

(ア) 「燃やすごみ」中の資源化可能な紙類の組成割合

・「燃やすごみ」に含まれている資源化可能な紙類の組成をみると、種類や形状の複雑さ等から分別がわかりにくい雑がみが多数を占めている一方で、比較的分別しやすい新聞、雑誌、段ボールについても約 23.2%（約 2,401 t）を占めています。

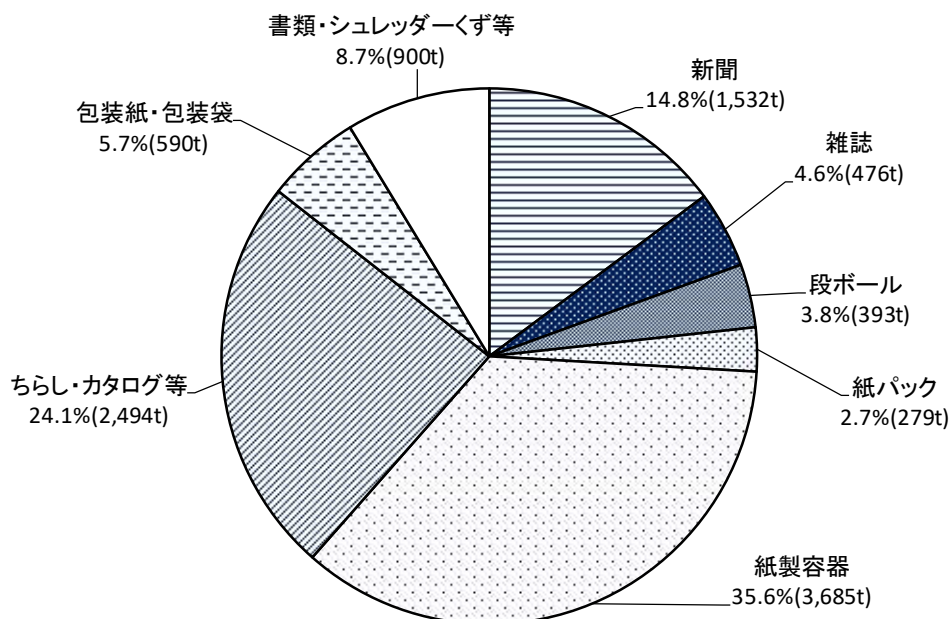
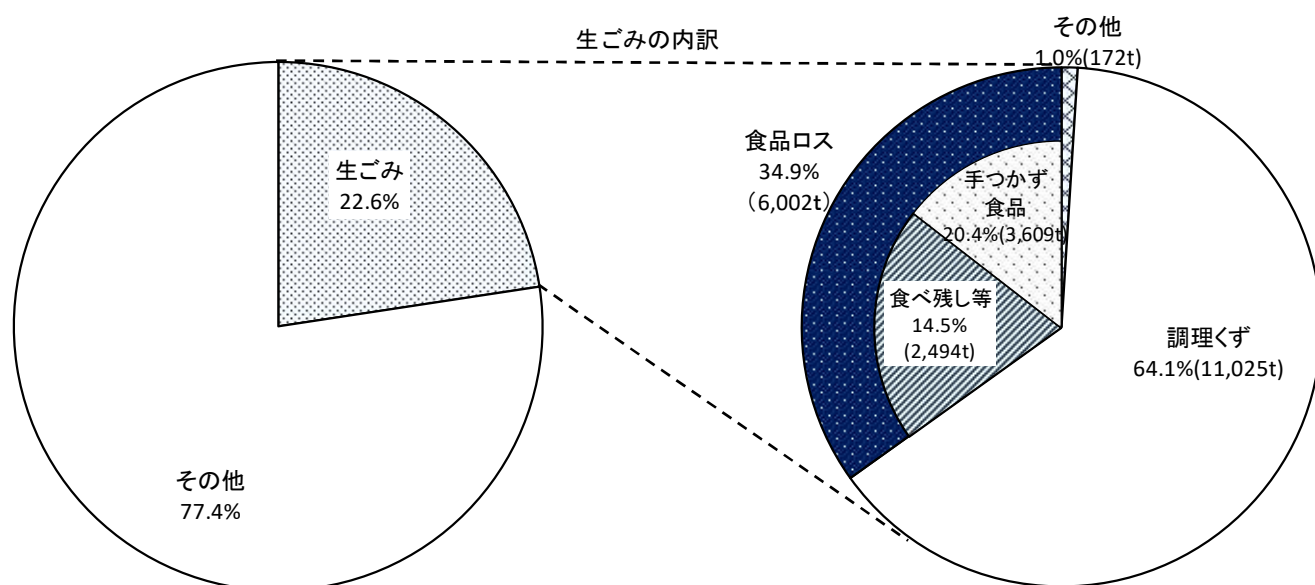


図 12 資源化可能な紙類の組成割合（平成 30 年度）

(イ) 食品ロスの発生状況

- ・平成 29 年度から「燃やすごみ」に含まれる食品ロス発生状況の調査を行っています。
- ・平成 30 年度の調査では「燃やすごみ」の約 22.6%が生ごみとなっており、そのうち約 34.9%（約 6,002 t）が計画的に消費すれば減量が可能である食品ロスとなっています。



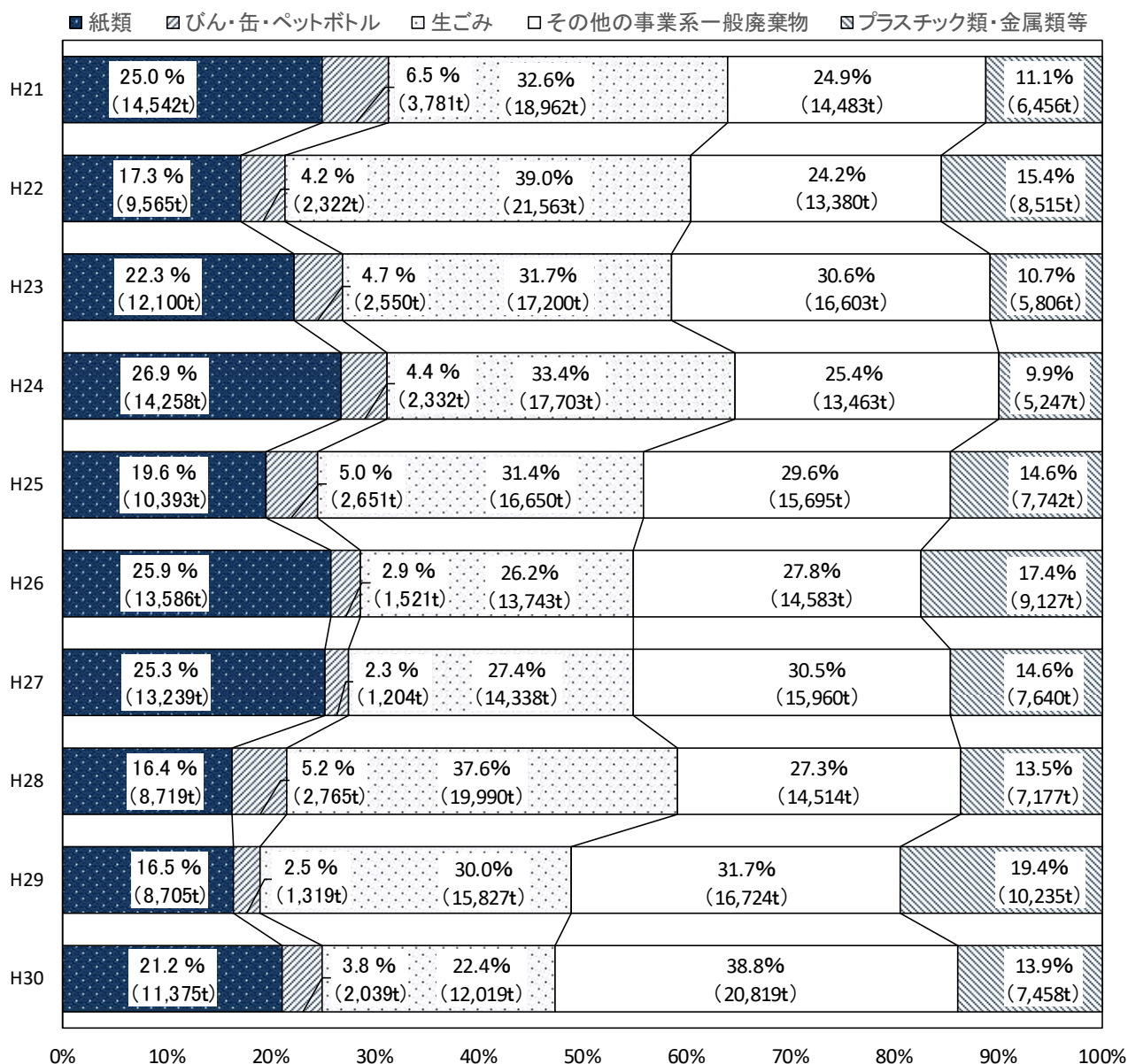
※端数調整により食品ロス量と各項目の合計は合致しない。

図 13 「燃やすごみ」に含まれる生ごみの割合
（平成 30 年度）

図 14 食品ロスの組成割合
（平成 30 年度）

イ 事業系ごみ（一般廃棄物収集運搬業者搬入ごみ）の組成

- ・平成 30 年度の組成をみると、資源化可能な紙類やびん、缶、ペットボトルなどの資源化対象物が約 25.0%（約 13,414 t）を占めています。
- ・資源化可能な紙類の混入は、平成 21 年度からの推移をみると減少傾向にあります。平成 30 年度は、全体の約 21.2%（約 11,375 t）を占めています。
- ・生ごみは、平成 30 年度は全体の約 22.4%（約 12,019t）を占めています。
- ・本来クリーンセンターに搬入できない産業廃棄物に該当するプラスチックや金属類等は、平成 30 年度は、全体の約 13.9%（約 7,458 t）を占めています。



※端数調整により各品目の合計と「事業系ごみ」排出量は各品目の合計量と合致しない。

図 15 事業系ごみの組成

(ア) 事業系ごみ中の資源化可能な紙類の組成割合

・事業系ごみに含まれている資源化可能な紙類の組成をみると、事務用紙や伝票などの雑がみがその大多数を占めている一方で、新聞、雑誌、段ボールについても約 21.2% (約 2,411 t) を占めています。

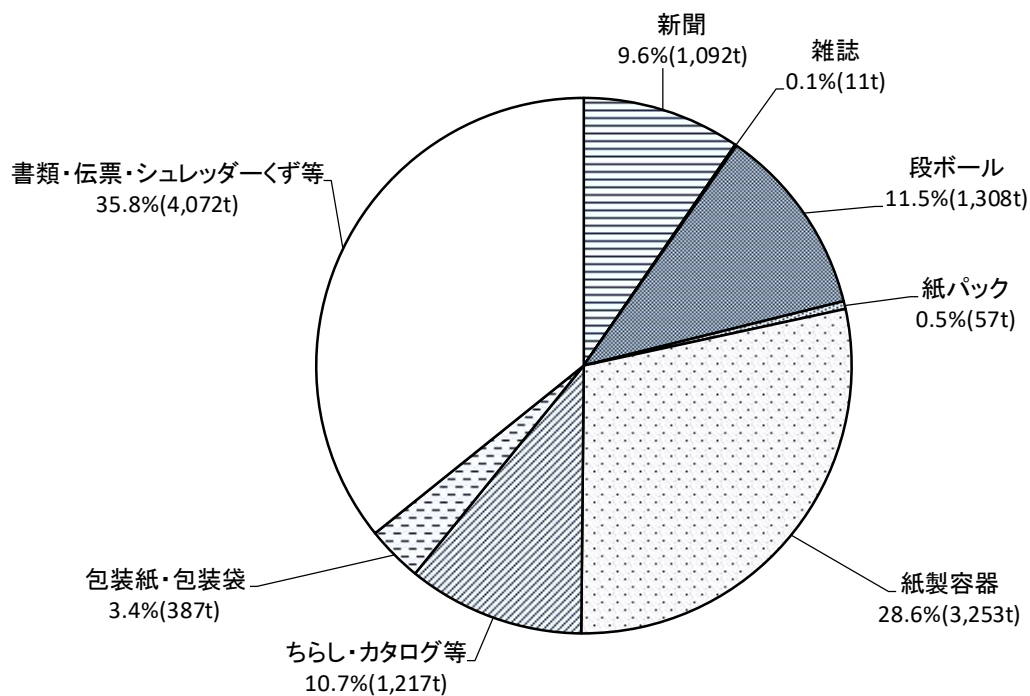


図 16 資源化可能な紙類の組成割合 (平成 30 年度)

(7) ごみ排出量の他都市との比較

・環境省の平成 29 年度一般廃棄物処理実態調査結果に基づき、中核市 58 都市においてごみ排出量の比較を行いました。(なお、市の集計と環境省の集計の範囲が異なる場合があるため、数値は一部一致しない場合があります。)

ア ごみ排出量

・本市の 1 人 1 日あたりの排出量は 921g となっています。中核市 58 市で比較すると、少ない順で 19 位となっており、最も少ない八王子市の 777g と比較して、144g 多くなっています。

イ 家庭系ごみの量

・本市の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量は 483g となっています。中核市 58 市で比較すると、少ない順で 17 位となっており、最も少ない高松市の 388g と比較して、95g 多くなっています。

ウ 事業系ごみの量

・本市の 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量は 313g となっています。中核市 58 市で比較すると、少ない順で 35 位となっており、最も少ない八王子市と比較すると 182g 多くなっています。

表 5 他都市との総ごみ排出量の比較

市区町村名	総人口 (人)	総ごみ排出量 (生活系+事業系+集団回収)		
		排出量 (t)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)
八王子市	563,538	159,795	777	1
松山市	515,002	147,037	782	2
八尾市	267,764	78,799	806	3
⋮				
高松市	429,038	141,815	906	18
尼崎市	462,755	155,603	921	19
長野市	380,593	128,314	924	20
⋮				
郡山市	326,094	143,463	1,205	57
福島市	281,820	127,485	1,239	58

表 6 他都市との家庭系ごみ排出量の比較

市区町村名	総人口 (人)	生活系ごみ排出量 (資源を除く)		
		排出量 (t)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)
高松市	429,038	60,722	388	1
鳥取市	190,030	28,052	404	2
長野市	380,593	57,511	414	3
⋮				
下関市	264,220	46,216	479	16
尼崎市	462,755	81,507	483	17
川口市	598,888	105,705	484	18
⋮				
郡山市	326,094	78,623	661	57
福島市	281,820	82,849	805	58

表 7 他都市と事業系ごみ排出量の比較

市区町村名	総人口 (人)	事業系ごみ量		
		排出量 (t)	1人1日 あたり (g/人/日)	順位 (少ない順)
八王子市	563,538	26,906	131	1
松山市	515,002	29,715	158	2
前橋市	338,001	23,038	187	3
⋮				
姫路市	532,994	60,691	312	34
尼崎市	462,755	52,829	313	35
福島市	281,820	32,736	318	36
⋮				
佐世保市	254,749	42,637	459	57
鳥取市	190,030	34,252	494	58

3 減量目標の達成状況

(1) 目標の達成状況

令和7年度までに焼却対象ごみ量をクリーンセンター第2工場のみで処理できる量(約129,000t)まで減量を進めるため、現行の一般廃棄物処理基本計画最終年度である令和2年度の目標値を表8のとおり定めています。

表 8 現行計画の目標達成状況

目標	基準年度 (H21)	目標値 (R02)	現状 (H30)	達成状況	
1人1日あたりの燃やすごみ量	520 g	480 g	462 g	○	収集回数の変更等により減量が進み、平成27年度には目標を達成
事業系ごみ量	58,525 t	52,672 t	53,750 t	×	平成24年度以降は横ばい傾向にあり、目標を達成できていない
焼却対象ごみ量	154,395 t	136,299 t	136,907 t	×	目標達成間近まで減量が進んでいる

(2) ごみ減量の要因

目標指標の減量については、次の要因が考えられます。

ア 1人1日あたりの燃やすごみ

・「燃やすごみ」と「紙類・衣類」の収集回数の変更とごみ減量・リサイクルに係る各種啓発により、市民のごみ減量・リサイクル意識が向上し、これまで「燃やすごみ」として排出されていた資源化可能な紙類の分別排出が進んだことにより減量したこと

イ 事業系ごみ

- ・一般廃棄物収集運搬業者や事業者がクリーンセンターに搬入する事業系ごみについて、搬入時の検査を実施し、クリーンセンターに搬入されていた産業廃棄物等の適正処理が進んだこと
- ・平成20年のリーマンショックなどの影響によって、製造業や小売業などの事業所数が減少したこと
- ・平成20年の使用料改定（86円/10kg→103円/10kg）による減量の取り組み

ウ 焼却対象ごみ

- ・(2)ア、イに加え、使用済小型電子機器や資源リサイクルセンターにおける選別処理後のガラス残渣の資源化により、これまで焼却対象となっていたごみの資源化が進んだこと

4 今後の課題

○ クリーンセンター第1工場の廃止

今後、クリーンセンター第1工場を廃止し、第2工場の1施設体制で焼却処理を行うためには、令和7年度までに焼却対象ごみ量を約129,000t/年まで削減する必要があります。

○ 新ごみ処理施設の整備

新ごみ処理施設の整備にあたっては、規模の縮小化と効率的な施設運営を図るために、さらなるごみの減量化を進めるとともに、既存の分別区分や処理方法等を見直し新施設での処理対象品目を設定する必要があります。

(1) 取り組むべき課題

「1 ごみの処理方法」と「2 ごみの現状」で示したごみの組成分析等から、今後さらなるごみの減量化を進め、効率的な処理体制を構築するために、次の課題に取り組む必要があります。

ア 家庭系ごみ

(ア) 発生・排出の抑制

- ・「燃やすごみ」の中で最も多くを占める生ごみについては、排出量は横ばい傾向にあり、削減に向け一層の取り組みが必要です。特に食品ロスが生ごみの多くを占めていることから、食品ロス削減に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・プラスチックごみの発生・排出の抑制に向けた取り組みが必要です。
- ・「金属製小型ごみ」、「大型ごみ」、「臨時ごみ」が増加してきており、リユースの対策が必要です。

(イ) 資源化の推進

- ・雑がみが、「燃やすごみ」の約10.4%（約7,948t/年）を占めており、減量ペース減速の大きな要因であると考えられることから、分別排出を促す取り組みが必要です。
- ・新聞、段ボール、雑誌が、「燃やすごみ」の約3.2%（約2,401t/年）を占めており、引き続き分別排出の徹底に向けた取り組みが必要です。
- ・容器包装プラスチックについて、現在は焼却処理を行っているが、新ごみ処理施設の整備を見据え今後の処理方法を定めます。

(ウ) 効率的なごみ処理体制の構築

- ・びん・缶・ペットボトルについて、ペットボトルの品質改善を図るとともに、新ごみ処理施設において効率的な選別作業を行うため、分別区分を検討する必要があります。

・「大型ごみ」と「臨時ごみ」については、破碎処理前に可燃性のごみと不燃性のごみを選別することで、破碎後の転送残渣を削減することができるため、選別方法について検討する必要があります。

イ 事業系ごみ

(ア) 適正処理の推進

・「事業系ごみ」の約 13.9% (約 7,458 t/年) が、本来クリーンセンターに搬入できないプラスチック類や金属類などの産業廃棄物であり、適正処理に関する周知・啓発や指導の取り組みを進める必要があります。

(イ) 発生・排出の抑制

・「事業系ごみ」の約 22.4% (約 12,019 t/年) が生ごみであり、その多くを飲食店や小売店での食べ残しや売れ残りなどの食品ロスが占めていると考えられ、削減に向けた取り組みを進める必要があります。

(ウ) 資源化の推進

・「事業系ごみ」の約 21.2% (約 11,375 t/年) が資源化可能な紙類、約 3.8% (約 2,039 t/年) がびん・缶・ペットボトルといった資源化対象物であり、これらの分別排出と資源化に向けた取り組みを進める必要があります。

5 まとめ

現行計画におけるごみ処理の現状やごみ減量化に向けた取り組みの課題並びにアンケート等による市民・事業者意見を踏まえた上で、今後本市が取り組むべき方向性を定め、新たな計画策定に向けた検討を進めていくこととします。

(参考) 尼崎市について

(1) 地勢

- ・本市は、兵庫県の南東部に位置し、東は大阪市と豊中市、西は西宮市、北は伊丹市と接し、市域は東西 8.3 km、南北 11.5km、面積は 50.72 km²（平成 27 年 6 月現在）です。
- ・東には猪名川から中島川、南には大阪湾、西には武庫川があり三方を水際線に囲まれています。
- ・本市は、これら河川の広大な三角州に立地しており、標高差は小さく、全体的に地勢は平坦となっています。
- ・また、市域の約 30%が海拔ゼロメートル地帯となっています。

(2) 人口

ア 人口・世帯数

- ・人口はこの 10 年間、増減を繰り返しながら概ね 45 万人前後で推移しています。
- ・大規模な住宅開発が行われたこと等により、平成 30 年度は増加に転じていますが、平成 21 年度と比較すると約 2.5%（11,489 人）の減少となっています。
- ・一方、世帯数は平成 27 年度から増加しています。1 世帯あたりの平均人数は、単身・2人世帯の増加に伴い減少しており、平成 30 年度では 2.09 人となっています。

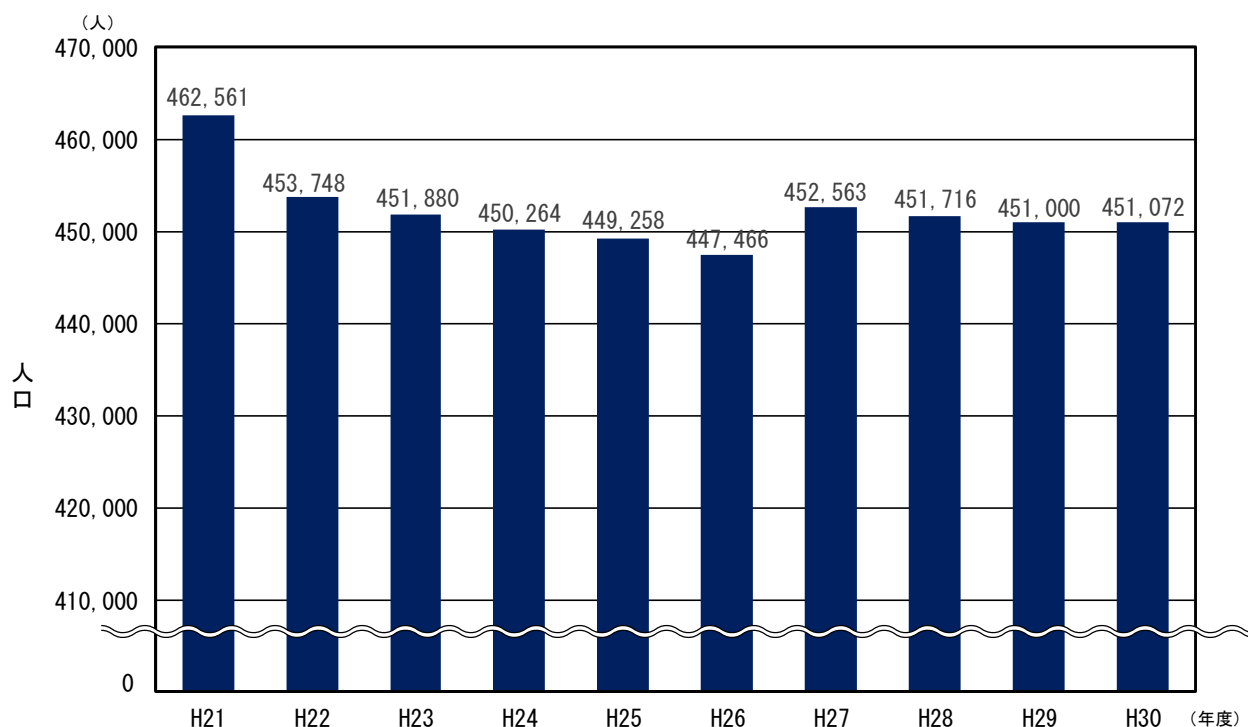


図 17 人口の推移 出典：尼崎市統計書

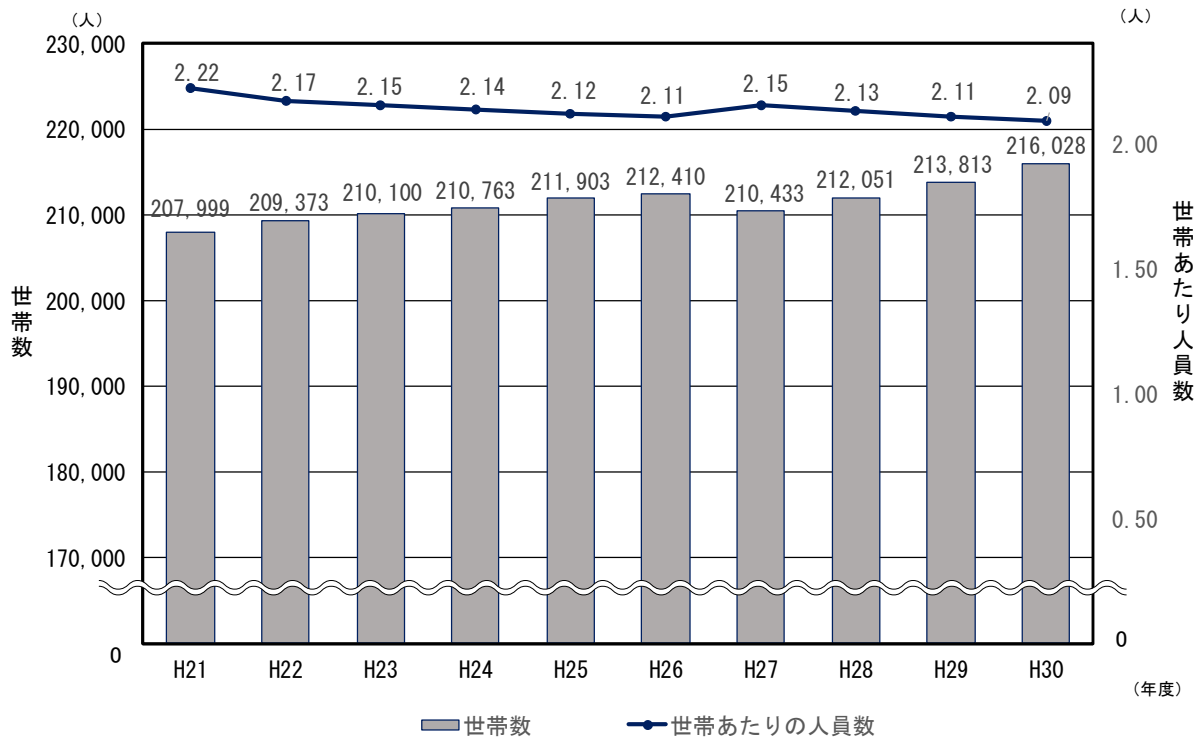


図 18 人口・世帯数の推移 出典：尼崎市統計書

イ 男女別年齢人口

- ・男女別年齢別人口をみると、男女ともに、65～69歳（いわゆる団塊世代）と、45歳～49歳（いわゆる団塊ジュニア世代）の層が多くなっています。
- ・また、65歳以上の層の割合は27.4%となっており、高齢化が進んでいます。

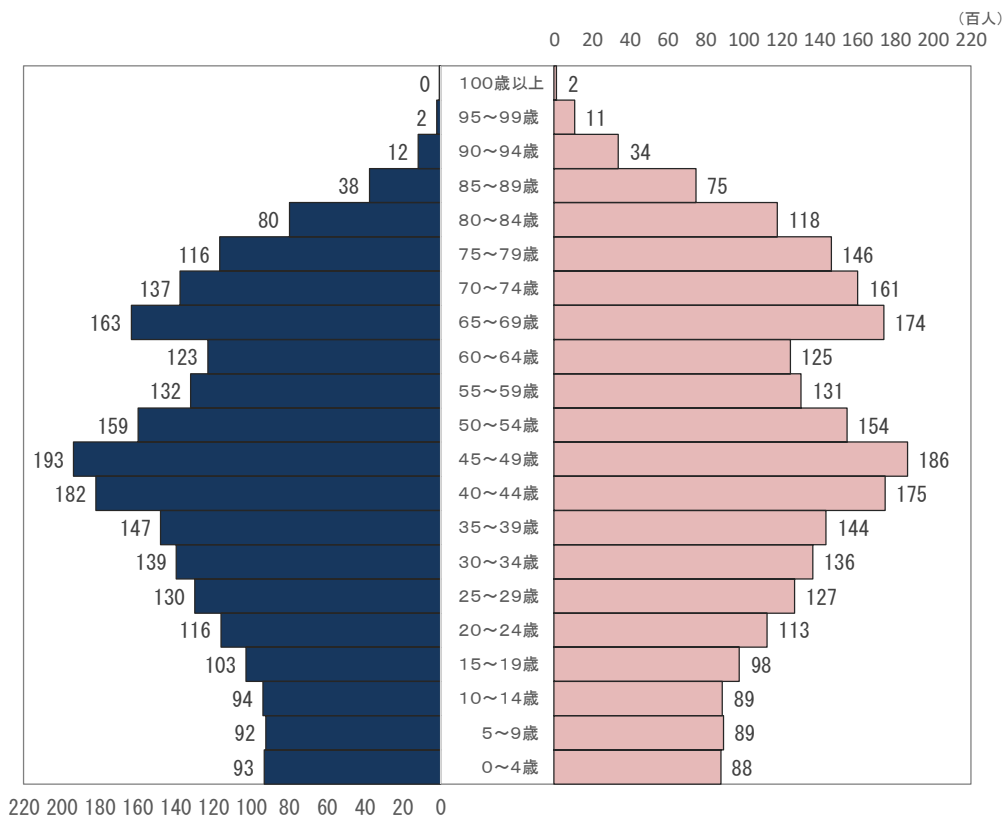


図 19 男女別・年齢別人口（平成 30 年 3 月末） 出典：尼崎市の人口

(3) 産業の動向

- ・本市の業種別の事業所数の推移を表 9、従業者数の推移を表 10 に示します。
- ・平成 28 年度の本市の事業所数は平成 21 年度と比較すると約 12.1% (2381 事業所) 減少しており、「農林漁業」及び「医療・福祉」を除く全ての事業所数が減少となっています。
- ・事業所の内訳としては、「卸売・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」などの第 3 次産業が最も多く、全体の 82% を占めています。
- ・平成 28 年度の本市の従業者数は平成 21 年度と比較すると約 10.4% (22,160 人) 減少しており、「医療・福祉」、「複合サービス業」、「農林漁業」を除く全ての業種で従業者数が減少となっています。
- ・また、従業者数についても「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」などの第 3 次産業が最も多く、全体の 72% を占めている一方、業種別にみると、第 2 次産業の「製造業」が最も多くなっています。

表 9 尼崎の事業所数

業種	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	平成28年 (構成比)	
事業所数 合計	19,714	17,878	18,492	17,333	100.0%	
農林漁業	10	7	15	14	0.1%	
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	1	-		
建設業	1,654	1,435	1,443	1,381	17.9%	
製造業	1,968	1,825	1,817	1,694		
電気・ガス・熱供給・水道業	24	13	26	19	82.1%	
情報通信業	149	128	120	107		
運輸業、郵便業	429	407	406	386		
卸売業、小売業	4,868	4,398	4,334	4,067		
金融業、保険業	263	228	222	205		
不動産業、物品賃貸業	1,423	1,302	1,365	1,238		
学術研究、専門・技術サービス業	595	511	527	533		
宿泊業、飲食サービス業	3,205	2,941	2,904	2,724		
生活関連サービス業、娯楽業	1,725	1,599	1,659	1,580		
教育、学習支援業	631	488	642	533		
医療、福祉	1,584	1,535	1,892	1,816		
複合サービス事業	73	70	68	64		
サービス業(他に分類されないもの)	1,054	990	993	972		
公務(他に分類されるものを除く)	57	・	58	・		・

出典：尼崎市統計書

表 10 尼崎市の従業者数

業種	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	平成28年 (構成比)
従業者数 合計	213,716	189,050	206,252	191,556	100.0%
農林漁業	265	237	297	348	0.2%
鉱業, 採石業, 砂利採取業	44	32	36	-	
建設業	13,995	12,949	12,277	11,705	27.5%
製造業	45,997	41,838	41,826	40,506	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,493	643	1,041	502	72.3%
情報通信業	2,824	3,211	2,916	2,668	
運輸業, 郵便業	13,359	13,103	14,063	13,092	
卸売業, 小売業	38,150	35,045	35,880	35,070	
金融業, 保険業	3,867	3,553	3,449	3,478	
不動産業, 物品賃貸業	5,844	5,643	5,737	5,430	
学術研究, 専門・技術サービス業	8,754	6,445	6,616	6,958	
宿泊業, 飲食サービス業	19,010	18,499	17,187	17,577	
生活関連サービス業, 娯楽業	8,677	7,359	8,031	7,251	
教育, 学習支援業	7,952	4,143	7,572	4,320	
医療, 福祉	24,468	23,056	30,158	27,901	
複合サービス事業	696	596	924	904	
サービス業(他に分類されないもの)	14,554	12,698	13,945	13,846	
公務(他に分類されるものを除く)	3,767	.	4,297	.	

出典：尼崎市統計書

以上